

3 標準処理期間

許可申請等の各種申請の処理に要する期間は、当該申請の内容等により必ずしも一定ではないが、標準的な処理期間は、おおむね次の期間とする。

- 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
- (1) 千葉市の休日を定める条例(平成元年3月22日 条例第1号)第1条に定める休日の日数。
 - (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数。
 - (3) 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数。

各種申請に対する標準処理期間

申請区分	標準処理期間	備考	申請区分	標準処理期間	備考
販売事業登録	20日間		貯蔵施設等設置許可	20日間	変更許可は15日間
販売事業認定	20日間		貯蔵施設等完成検査	15日間	
保安機関認定	20日間	更新は15日間	充てん設備設置許可	20日間	変更許可は15日間
一般消費者等の数の増加の認可	15日間		充てん設備完成検査	15日間	
保安業務規程認可	20日間	変更認可含む	充てん設備保安検査	35日間	

※処理期間は、申請日の翌日から起算し、許可証等交付日までで算定する。